

産業活力創造資金（設備近代化資金枠）融資要領

（目的）

第1条 この要領は、秋田市中心小企業融資あっせん制度要綱により必要な事項を定めるものとする。

（融資あっせんの対象者）

第2条 融資あっせん対象者は、要綱第6条の対象者であって、次の要件をすべて満たす者とする。（用語の定義は要綱第6条第1項による）

- (1) 要綱第5条に定める者。
- (2) 市内に1年以上住所を有すること。（組合等は設立後1年未満の場合でも対象とする。）
- (3) 市内に事業所を1年以上有し、市内に主たる事業所を有すること。（組合等は、設立後1年未満の場合でも対象とする。）
- (4) 事業歴が1年以上であること。（組合等は、設立後1年未満の場合でも対象とする。）
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。
- (7) 次のいずれかに該当する者

ア 産業分類の大分類上の区分による情報通信業（産業分類の中分類上の区分による通信業ならびに産業分類の小分類上の区分による新聞業および出版業を除く。）、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（産業分類の小分類上の区分による旅行業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業（産業分類の中分類上の区分による郵便局を除く。）およびサービス業（他に分類されないもの）ならびに産業分類の小分類上の区分による駐車場業

イ 港湾輸送関連設備を整備する者（港湾輸送関連設備資金にあっては、業種を限定しない。

（融資の資金使途）

第3条 この融資の資金使途は、次の各号に定める事業経営上必要とする

市内への設備投資に要する資金とする。ただし、貸付限度額は、総事業費のうち、金融機関および秋田県信用保証協会が認めた額とする。

(1) 設備資金

ア 建物 店舗・事業所の新築、増築および改修（大規模修繕、リフォーム等により従前の固定資産を増加させるもの）の建物建築費（建物本体ならびに建物に附帯する給排水電気等の設備、基礎、浄化槽・地下タンク等の地下構造物および敷地内の給排水設備等を含む）および建物入居に伴う建物改装費（内装工事および附帯する給排水電気設備工事等を含む）

イ 機械 店舗・事業所内で新設・取得・改善（既存設備の生産性向上や新たな機械能力を付加し、従前の固定資産を増加させるもの）する、事業の実施に必要な機械装置等

ウ 車両 事業の用に供する車両

(2) 保証金等 入居に伴う保証金・権利金等

2 港湾輸送関連設備とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 秋田港臨港地区における外国貿易又は内国貿易の輸送に関する施設で次に該当するもの。ただし、保税蔵置場として税関長の許可を得たものは、臨港地区以外の秋田市域内でのものを含む。

なお、施設に付随する事務所は対象に含むが、一般社屋は対象外とする。

ア 倉庫（冷凍倉庫および冷蔵倉庫を含む。） イ 薫蒸施設 ウ 荷捌き施設 エ その他関連施設

(2) 秋田港利用の外国貿易および内国貿易の輸送に関する設備で次に該当するもの。

ア トラクター、トレーラー、シャーシー等輸送車両（トラック、乗用車は除く。） イ 港湾荷役機械 ウ その他関連設備

(完成届)

第4条 融資を受けた者は、対象となる設備を購入し、又は工事が完成したときには、秋田市中心企業融資あっせん制度に係る利子補給に関する事務取扱要領に定める完成届（様式利第2号）に完成写真等を添付し

て、30日以内に市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。